

行政法

第1 設問1

1 Dが本件処分取消訴訟の提訴を断念した理由について

本件処分は、平成18年4月14日になされており、取消訴訟の出訴期間を過ぎている。
(行政事件訴訟法(以下、法名省略)14条1項、2項)。

また、「正当の理由」(同項ただし書)があれば出訴が認められるが、14条の趣旨が行政法関係の早期安定であることから、「正当の理由」が認められるのは限定的な場合であると考えられる。そして、Dにはかかる事情はないため、取消訴訟の提起は断念した。

2 Dの原告適格について

(1) 36条の「法律上の利益を有する者」とは、9条1項の同文言と同義と解される。

そして、本件処分は本件処分の所有者たるDに通知される(条例14条3項)ものの、Dが名宛人ではない。よって、9条2項、1項により判断する。

(2) 「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の利益若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう。そして、当該処分を定めた行政法規が不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収、解消させるにとどめず、個々人の個別的利益としてもこれを保護する趣旨であると解される場合には、ここにいう個別的利益も法律上保護された利益に当たる。

(3) ア これを本件についてみるに、Dの利益としては、自らの所有する本件土地について、本件工事を行うためにC古墳の範囲を確定させるという利益が想定できる。

イ 本件処分の根拠規定は、本件条例4条1項である。

そして、同3項が「関係者の所有権・・・を尊重する」ことを定め、同6条1項が「所有者」が「町指定文化財を管理」することを定めている。また、同条2項は「所有者」が「管理責任者」を選任することを定めている。よって、同4条1項は、所有者の利益を保護する趣旨を含んでいるといえる。

そして、町指定文化財を含む土地の所有者は、土地利用に制限が生じ(条例13条1項)、財産権を直接的に害される。

とすれば、同4条1項は、指定により財産権を直接的に害される者の利益を個別的利益として保護する趣旨を含むものと解される。

ウ Dは、本件処分により、自らが所有する本件土地の利用を直接的に制限される。

したがって、Dは法律上保護された利益を有するから、「法律上の利益を有する者」に当たる。

(4) 以上より、Dは原告適格を有する。

第2 設問2

1 無効確認訴訟の無効事由についていかに解すべきか、名文なく問題となる。

この点について、同訴訟は時機に後れた取消訴訟といえるため、取消訴訟の出訴期間を経過してもなお、訴えを認める必要性のある場合に限定されるべきである。

そこで、重大な瑕疵がある場合に限られると解する。

2 (1) これを本件についてみるに、手続きについてB県としては委員長Eに意見を聴いていると反論する。

しかし、保護委員会への諮問はなく、本件条例4条2項に反するという瑕疵がある。

では、かかる瑕疵は重大か。

B県としては手続きの瑕疵であり、重大とはいえないと反論する。

しかし、行政手続法1条の趣旨からして、適正な手続きにより処分を受ける権利が保障されると解されるので、上記瑕疵は重大といえる。

(2) また、C古墳の範囲が明確でないことについて、B県としては石室と盛土のことであると反論する。

しかし、それを示す標識はない。

また、Dが相談した際に、許可は不要であるとの公的見解が表示されているところ、条例3条が財産権を尊重することからして、この際に古墳の範囲を確認することができたといえる。

以上から、重大な瑕疵があるといえる。

3 したがって、本件処分は無効である。

以上